

健康福祉審議会障害者分科会資料

令和 2 年 8 月 27 日

資料7

令和2年度障がい福祉事業の拡充について

令和2年度 障がい福祉事業の拡充について

※「☆」が拡充部分

1 令和2年4月1日からの拡充内容

(1) 日常生活用具「紙おむつ」の給付対象者の拡大

日常生活を容易にするための用具を給付（紙おむつ基準額 12,400 円/月、原則利用者負担 1 割）

① ストーマ用装具の使用が困難なぼうこう・直腸機能障害者等

② 肢体不自由 2 級以上の障がい者等で排便・排尿の意思疎通が困難な人

☆③ 療育手帳 A の障がい者等で、日常的に紙おむつの使用が必要と医師が認める人

(2) 自動車運転免許取得助成対象者の拡大

運転免許取得に直接要した費用の 2 / 3 を助成（千円未満切り捨て、限度額 10 万円）

① 身体障害者手帳（1～2 級、下肢・体幹機能障害は 1～3 級）所持者

☆② 療育手帳所持者

☆③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 加賀市住宅リフォーム補助対象者の拡大

居宅で介護を要する人が安心して暮らせるように、住宅の改修（手すり取付け、段差解消等）に要する費用の一部を助成（限度額 100 万円）

（石川県の在宅支援型住宅リフォーム推進事業費補助金交付要綱の改正に伴うもの）

① 介護保険法で認定された要介護者又は要支援者のいる世帯

② 生活保護法の介護扶助の対象者のいる世帯

③ 身体障害者手帳（☆2級以上、下肢、体幹、移動機能障害は3級以上）所持者のいる世帯

☆④ 療育手帳A所持者のいる世帯

☆⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯

※いずれも市民税非課税世帯のみ

2 令和2年10月1日からの拡充内容

(1) 心身障害者医療費助成制度の改正

☆重度精神障害者の健康維持・増進、経済的負担の軽減、65歳以上の利用者の利便性向上を図るための制度改正（令和2年10月診療分から）

（石川県の心身障害者医療費助成制度の改正に伴うもの）

① 対象者の拡大

- ・ 身体障害者手帳（１～３級）所持者
- ・ 療育手帳所持者

☆・精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者

② 65歳以上の助成方法の変更

【改正前】 償還払い（医療機関等の窓口で一旦自己負担額を支払い、申請により助成を受ける）

☆【改正後】 現物給付（医療機関等の窓口で「医療費受給者証」を提示することで医療費の支払いが不要となる）

※65歳未満は、改正前から現物給付

※県外の医療機関での受診等、現物給付とならない場合は、償還払いでの助成となる。

③ 65歳以上の助成割合の変更

【改正前】 対象者の自己負担割合にかかわらず医療費の１割を助成

☆【改正後】 対象者の自己負担額の全額（医療費の１～３割）を助成

※65歳未満は、改正前から自己負担額の全額を助成